

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第54期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 ケンコーマヨネーズ株式会社

【英訳名】 KENKO Mayonnaise Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 炭井孝志

【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市灘区都通三丁目3番16号
上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区高井戸東三丁目8番13号

【電話番号】 03-5962-7777

【事務連絡者氏名】 常務取締役 奥田洋

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第53期 第3四半期 連結累計期間	第54期 第3四半期 連結累計期間	第53期 第3四半期 連結会計期間	第54期 第3四半期 連結会計期間	第53期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (百万円)	39,438	38,614	13,222	13,180	51,101
経常利益 (百万円)	2,330	2,252	810	759	2,853
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,146	1,264	398	442	1,446
純資産額 (百万円)	-	-	10,601	11,803	10,916
総資産額 (百万円)	-	-	32,512	31,908	29,775
1株当たり純資産額 (円)	-	-	821.96	938.24	847.39
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	89.02	100.06	30.90	35.14	112.27
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	32.6	37.0	36.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,510	1,515	-	-	3,402
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	812	1,359	-	-	1,095
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	773	912	-	-	1,730
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	-	-	5,954	4,829	5,606
従業員数 (名)	-	-	797	808	784

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	808 (2,191)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
- 3 臨時従業員には、パートナー社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	512 (799)
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
- 3 臨時従業員には、パートナー社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
調味料・加工食品事業	10,901	
総菜関連事業等	2,087	
その他		
合計	12,989	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しているため、前年同四半期との比較を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループ(当社及び関係会社)は販売計画に基づいて生産計画をたて、これにより生産しているため、受注生産を行っておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
調味料・加工食品事業	10,851	
総菜関連事業等	2,117	
その他	211	
合計	13,180	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が、10%以上に該当するものはありません。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4 第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しているため、前年同四半期との比較を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当社グループ（当社及び関係会社）の事業に関するリスク要因及び投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のようなものがあります。

なお、本文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び関係会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績について

当社グループ（当社及び関係会社）は多品種の食品を取り扱っており、同業他社のみならず異業種との競争が益々激しくなっております。そのような環境の中、冷夏、暖冬等の天候不順、BSEや鳥インフルエンザ、残留農薬等の食品の安全性・信頼性を揺るがす問題等により、売上高の減少につながり業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループ（当社及び関係会社）における製品の販売先の大半が日本国内であることから、国内景気の悪化及び市場規模の縮小、主要販売先における販売の不振や商品政策の変更等による需要の後退、地震等の自然災害、火災等の人的災害の発生による生産能力の低下等により、業績に影響を与える可能性があります。

(2) 原材料等購入価格の変動について

当社グループ（当社及び関係会社）の主要な原材料は食用油（大豆、菜種等）・卵・野菜であり、購入価格は内外の商品市場価格及び外国為替相場に大きく影響されます。市場価格の変動リスクのヘッジとしまして海外調達も含め産地分散、及び通年価格契約の実施等を行っておりますが、市場価格の変動が経営成績に影響を与える可能性があります。

また、原油価格変動により当社グループ（当社及び関係会社）の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 物流の外部委託について

当社グループ（当社及び関係会社）の物流は、外部の専門企業に全面委託しております。委託先企業はそれぞれの条件に応じて複数存在しますが、その取引条件の変更や事故によるトラブル発生の場合、当社グループ（当社及び関係会社）の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 財政状態について

当社グループ（当社及び関係会社）は、有利子負債の圧縮等による財務体質の改善を進めております。今後も財務体質の改善に努めるとともに、金利変動リスクを回避するために固定レートによる長期の借入割合を高めて参ります。ただし、金融情勢に大幅な変動が生じた場合には当社グループ（当社及び関係会社）の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 労務について

当社グループ（当社及び関係会社）は、正社員に加えてパートナー社員、アルバイト等も受注業務及び生産業務等に従事しており、勤務者の就業等に関する法律の改正等が行われた場合には費用が変動する可能性があり、業績に影響を与える可能性があります。

(6) 品質管理及び法的規制について

当社グループ（当社及び関係会社）の取り扱う商品・サービスは食品衛生法、JAS法、健康増進法等による定めがあり、生産・販売・表示につき関係法令の遵守体制の充実に努めております。

また、消費者の食品に対する安全性への関心が高まる中、当社グループ（当社及び関係会社）は品質管理の取り組みとして、「ISO9001」（品質マネジメントシステム）の取得、トレーサビリティシステムの導入等を行って品質管理には万全の体制をとっておりますが、万が一品質問題が発生した場合には、当社グループ（当社及び関係会社）の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 固定資産の減損について

当社グループ（当社及び関係会社）は、土地、建物、機械装置等の様々な資産を所有しております。資産の新規取得にあたりましては、各関連部署と連携し投資効果、回収可能性を徹底的に検証・検討しており、職務権限規程に基づき決裁を受けております。また、継続して有効性の確認を行い、固定資産の保全と有効活用に努めております。

しかしながら、外部環境の急激な変化に伴い時価の下落や収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった場合、減損損失を計上する可能性があり業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 情報システムについて

当社グループ（当社及び関係会社）は、基幹系システムにより管理している生産・販売・物流・会計等の重要な情報の紛失や改ざん等を防止するため、情報管理体制の徹底やシステム障害などに対する保守・保全等のセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、地震等の自然災害をはじめ、予測の範囲を超える事象によりシステム障害等が発生した場合、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び関係会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日）におけるわが国の経済は、各種の支援購入政策が一巡し、また円高も進行した事などにより国内景気は足踏み状態であり、不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、デフレの長期化及び厳しい雇用情勢等により、個人消費は低調に推移し依然として厳しい状況であります。

このような事業環境の中、当社グループ（当社及び関係会社）の中期経営計画は2年目に入り、中期経営計画の冠も『KENKO Victory ROAD 2010（以下、KVR2010）』と改め、下記の方針を掲げ、推し進めております。

メーカーの原点である商品開発と生産性向上への徹底的なこだわり

経営の見える化と経営判断のスピードアップ

売上高経常利益率 3%以上の確保

また、今年度の具体的な施策は次のとおりです。

() KVR2010の目標を完全達成させる

各本部・事業戦略チームごとの数値目標の達成をはじめとして、中期経営計画必達に向けて、メーカーの原点である商品開発と生産性の向上や「経営の見える化」等、中期経営計画のテーマに即した行動計画も立案しておりますので、この計画を達成させます。

() 国際企業としての第一歩を踏み出す

有力な海外企業と合弁契約を締結いたしましたので、これを契機として、先行して事業展開しております香港及び東莞（広東省）における事業拡大と海外進出（拠点づくり、商品の輸出）へ向けて取り組みます。

() 主要取引先との取り組み強化

業務用の市場規模は縮小傾向にあることから今後ますます競争が激化する事が予想されます。そのため、現在の事業基盤をより堅固なものとする事と今後の売上拡大に向けた取り組みとの両面での展開が必要と考えております。その司令塔となる本部において、戦略の立案と各支店・事業部への展開を行い、個別の対策を実施してまいります。

() 品質管理の徹底

即座に実践すべき品質管理体制の改善と長期的視野にたった抜本的改革との両方の視点から品質管理の徹底を進め、クレームゼロを実践してまいります。また全社的な現場での活動として5S運動(整理・整頓・清掃・清潔・躰(しつけ))の徹底を進めております。

当第3四半期連結累計期間における売上高は38,614百万円(前年同四半期比824百万円の減少、2.1%減)、連結営業利益は2,302百万円(前年同四半期比111百万円の減少、4.6%減)、連結経常利益は2,252百万円(前年同四半期比78百万円の減少、3.4%減)、連結四半期純利益は1,264百万円(前年同四半期比117百万円の増加、10.3%増)となりました。

売上高につきましては、健康志向に対応した新基軸商品の拡売や展示会を活用した取引先との強固な関係構築ならびに積極的な提案活動を進めてまいりました結果、期初から想定しておりました景気停滞やデフレの長期化による販売数量・販売価格への影響を軽微に止めることができ、計画通りに進捗いたしました。

利益面につきましては、

(今年度の施策)

経営の見える化に向けての新しい利益管理システムの構築と軌道乗せ

海外での事業拠点構想に向けての活動

品質保証体系の確立に向けてのIT化の推進等

中期経営計画のテーマであります経営基盤強化や今後の事業拡大への取り組みという将来に向けての先行投資を実施してまいりました。

これら先行投資による費用の増加に対しては、

原材料を安定した価格で調達したこと

エネルギー使用量削減や工程改善等による製造コスト低減

製品在庫の圧縮や配送形態の最適化等による物流費低減

以上のコスト低減努力を進めた事により、計画通りに進捗いたしました。

なお、上記KVR2010における行動計画の進捗状況につきましても計画通りであります。

各報告セグメントの状況は次のとおりであります。

調味料・加工食品事業

調理加工食品 はポテトサラダ、ツナサラダ及び明太子、春雨、パンプキンを使用した商品が製パン・外食向けなどで伸張し、数量が増加いたしました。

マヨネーズ・ドレッシング類 は、当社を取り巻く環境の変化に起因する減収要因がありましたが、お客様の様々な用途・要望にお答えできる形態戦略を進めたことにより、小型形態のドレッシングが伸張するなどの成果につなげてまいりました。

タマゴ加工品 は、焼成パン用のミックスエッグ、サンドウィッチ用のフレッシュエッグ、調理パン・麺類用の茹卵がコンビニエンスストアで採用され大幅に増加いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間におけるセグメント売上高は31,941百万円、セグメント利益は1,976百万円となりました。

総菜関連事業等

天候不順による野菜などの原料高騰に対し、製造コスト低減を図るための経費削減対策、利益改善となる不採算取引見直しを継続的に行いました。

この結果、当第3四半期連結累計期間におけるセグメント売上高は6,011百万円、セグメント利益は278百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、31,908百万円（前連結会計年度末に比べ2,132百万円の増加、7.2%増）となりました。これは、主に期末日が金融機関の休日だったことにより受取手形及び売掛金が2,187百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債は、20,104百万円（前連結会計年度末に比べ1,245百万円の増加、6.6%増）となりました。これは、主に期末日が金融機関の休日だったことにより支払手形及び買掛金が2,143百万円増加、未払法人税等が817百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、11,803百万円（前連結会計年度末に比べ887百万円の増加、8.1%増）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前第3四半期連結会計期間に比べ1,125百万円減少し、4,829百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間の営業活動により増加した資金は727百万円（前第3四半期連結会計期間比434百万円減少）となりました。これは主に、営業活動による収入1,393百万円、法人税等の支払額646百万円等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間の投資活動により減少した資金は495百万円（使用した資金は前第3四半期連結会計期間比371百万円増加）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出261百万円、関係会社への出資金による支出184百万円等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間の財務活動により減少した資金は403百万円（使用した資金は前第3四半期連結会計期間比116万円減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出412百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び関係会社）事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本プラン」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は平成18年5月19日開催の当社取締役会において、当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様のご共同利益を害すると考えられる当社買収に対し自衛を図る観点から、特定の法人・個人又はグループ（以下、「特定株主グループ」という（注1））による当社の議決権割合（注2）の20%を超えて買い進めることを目的とした当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される。）の買付行為、または結果として特定株主グループによる議決権割合が20%を超えることとなるような当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針を決定いたしております。

当社取締役会は、今後、公開買付制度に係わるものを含め関連諸法令の改正等を踏まえ、本プラン及び新株予約権の内容を適宜見直し、本プラン導入の趣旨に沿ったものとするべく必要に応じ修正していくこととしております。また、当社は、本プランの検討・導入に関し、日本国の弁護士等第三者からの助言を受けております。

(注1) 特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）または買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む。）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味する。

(注2) 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とする。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は食品メーカーとして創業以来、『心を豊かにする食品作り』、『身体にやさしい食品作り』を基軸として取組んでまいりました。今後も『食を通じて世の中に貢献する』ことを企業理念に掲げ、『サラダNo. 1 企業を目指す』方針の下、株主の皆様の期待・信頼に応えるべく企業価値向上及び株主共同利益向上に邁進していく所存であります。

当社グループ（当社及び関係会社）は食品メーカーとして、工場の立地する地域社会とも共存共栄を図りつつ事業展開しており、更に、地道な研究開発による新規商品・新規事業の開発と競争力の強化をベースに、企業としての成長を図っております。

従いまして、当社に対する大規模買付行為の提案があったとしても、当社経営ノウハウ・知識・情報及び多数の従業員・顧客並びに取引先・地域社会等のステークホルダーとの間に築かれた関係等の理解なくしては、中長期的な企業価値の極大化の実現は困難であると考え、提案内容や当社の将来にわたる企業価値について判断頂くのは極めて困難であると考えております。

最終的に、大規模買付行為を受け入れるかどうかは株主の皆様の判断によるべきものでありますが、上記事情に鑑みますと、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対して、当社からはもとより、大規模買付者からも十分な判断材料が提示されると共に、熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

また、昨今のわが国資本市場においては、株主・投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、一方的な利得権益獲得のため突然に株券等の大規模買付行為がなされ、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する事態が発生し得る事例も散見され、これらは多数のステークホルダーに無用の混乱・ダメージを残すこととなり、誠に慎むべきものであります。それは、関係当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められるべきものと考えております。

上記の点を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに基づき行われることが、株主の皆様の共同利益に合致するものと考え、本プランにおいて、一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。

当社取締役会としては、大規模買付行為に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め大規模買付ルールに基づき判断材料の提示を大規模買付者より受けた場合には、それを十分吟味・検討し、当社取締役会としての見解を取りまとめた上で当該見解を適時且つ適切に開示し買付の受入または代替案の提示等、その見解に基づいた相当の対応をとることといたします。

また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を開始しようとする場合には、株主の皆様の共同利益を毀損する当社に対する敵対的買収行為と看做し、必要に応じて相当な対抗措置を講ずることといたします。

なお、大規模買付ルールは、関係諸法令、裁判例、株式会社大阪証券取引所の定める「買収防衛策の導入等に係わる上場制度の整備等について」並びに経済産業省及び法務省の定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」等に則っております。

当社の本プランの実現に資する特別な取組みの概要

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主の皆様の共同利益に合致すると考えます。

() 大規模買付ルール内容

ア、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供される。

イ、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する。

() 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」という。）を提供していただきます。

項目の一部は以下のとおりであります。

- ア、大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の資本構成の詳細、事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- イ、大規模買付行為の目的及び内容
- ウ、買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け又は調達先
- エ、大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- オ、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況
- カ、今後買付ける当社株券等に関する担保設定の予定
- キ、大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容

（ ）「大規模買付意向表明書」の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、代表者名、事業内容、主要株主、又は主要出資者の概要、設立準拠法、国内連絡先を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日（初日不算入）以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、大規模買付情報として不十分と考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報が、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示することといたします。

（ ）情報の検討及び当社意見表明等

次に、当社取締役会は大規模買付行為に関する情報の提供が完了したと合理的に判断される時には、その旨を大規模買付者に通知いたしますが、当該通知後60日間（初日不算入）（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。

従って大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は社外監査役で構成される外部委員会（以下、「企業価値検討委員会」という。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示することになります。

また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主への代替案を提示することもあります。

（ ）企業価値検討委員会

ア、目的

対応方針に定める大規模買付行為が発生した場合、対応方針上の大規模買付ルールに則って一連の手続きが行われていることを確認し、企業価値を守るために取締役会に対して、法的段取りや措置について適切且つ公正中立な立場で助言することを目的としております。

イ、機能

独立した組織として、合理性、公正性を担保するため、大規模買付行為が判明しだい、買付行為の適正性及び対策について検討し、構成メンバーの同意による決議により、最終的判断を行う取締役会に助言いたします。

ウ、買付行為の是非の判断

- ・企業価値及び株主共同の利益を毀損しないかを検討
- ・大規模買付ルールの遵守の確認

- ・企業価値の収奪性の確認
- ・買収価格の適正性の検討

工、企業価値検討委員会の委員として社外監査役2名を選任しております。
委員の氏名及び略歴は次のとおりです。

氏名	略歴
山崎 和義	昭和58年4月 弁護士開業
	昭和62年4月 山崎法律事務所開設
	平成16年6月 当社監査役(現)
山下 彰俊	平成12年10月 日本弁護士連合会弁護士登録
	平成12年10月 山崎法律事務所入所
	平成14年6月 りんかい日産建設株式会社監査役
	平成17年10月 TRNコーポレーション株式会社監査役
	平成19年7月 株式会社リンク・ワン監査役
	平成21年3月 渋谷区選挙管理委員就任
	平成22年1月 当社監査役(現)

当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)

() 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社及び当社株主皆様の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律(対抗措置時の施行後法令を含む)及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。

また、具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は(注)のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。当該対抗措置により、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する(いわゆる「希釈化」という経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります)。

(注) 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

ア、新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める割当日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

イ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

ウ、発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。取締役会は複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

エ、各新株予約権の発行価額

無償とする。

オ、各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で取締役会が定める額とする。

カ、新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

キ、新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めないことを新株予約権の行使の条件として定める。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

ク、新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

() 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものであったり、目的の不明確性や、買収後の経営の不確実性などから株主の皆様のご共同利益に反するおそれがある場合や、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると、企業価値検討委員会が当社取締役会に助言・報告し、それに基づいて当社取締役会において合理的に判断される場合には、当社として、その旨の見解を改めて開示の上、必要に応じて相当な対抗措置を講ずることになりますので予めご留意願います。

たとえば、以下の場合が対象となります。

ア、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず株価をつりあげて高値で株式を当社または当社関係者に引取らせる目的であると判断される場合または当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあると判断される場合

イ、当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

ウ、当社の経営を支配後、当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

エ、当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

オ、大規模買付者の経営陣または主要株主にいわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

カ、大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を阻止する可能性があるとして合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

キ、大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社または当社グループ会社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を明らかに毀損するものである場合

株主意思の確認

大規模買付行為が大規模買付ルールに定める要件を満たす場合、取締役会評価期間を経た上で、新株予約権を発行することの可否につき、株主意思の確認手続きが行われます。この手続きは書面投票または株主総会に準じて開催する総会（以下、「株主意思確認総会」という。）における投票により行なうものとし、ただし、当社取締役会が当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主の皆様のご共同利益の最大化に資すると判断した場合は、この限りではありません。

株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について当社株主の皆様のご利益を保護するという観点から、株主に、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものであります。

従いまして、今後、大規模買付者が現れた場合や当社株主の皆様及び投資家の方々に影響を与える防衛策を発動することを決定した場合等には、その詳細について速やかに公表することとし、適用法令及び証券取引所規則に基づき適時且つ適切な開示を行います。

なお、対抗措置の発動に伴う当社株主の皆様に係わる手続きについては、以下の通りとなりますのでご留意願います。

株主割当による新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株取得をするために所定の期間内に一定の金額を払込みしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、この新株予約権を取得した株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。

本プランの見直し等

本プランは平成22年6月25日に開催された当社取締役会において、全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役2名を含む当社監査役の全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正になされることを条件として、賛成する旨の意見表明がありました。

本プランについては、毎年定時株主総会后、最初に開催される当社取締役会において、継続の可否について検討することとし、また、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、会社法その他企業防衛に係わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本プランを変更もしくは廃止し、または新たな対応策等を導入することがあります。

なお、本プランの有効期限は、特段の事情がない限り、平成23年6月に開催される定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までといたします。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ（当社及び関係会社）が支出した研究開発費の総額は69百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった西日本工場の生産設備の新設につきましては、平成22年12月に完了いたしました。これに伴う同工場における生産能力の増加はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額 (百 万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
提出 会社	御殿場工場 (静岡県御殿 場市)	調味料・加工食品 事業	生産設備	50	-	借入金	平成23年 1月	平成23年 6月	マヨネーズ・ ドレッシング 類 能力の増加は ありません。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,500,000
計	33,500,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,911,000	12,911,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	12,911,000	12,911,000	-	-

(注)1 平成22年6月7日開催の取締役会決議により、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

なお、実施日は平成22年7月1日であります。

(注)2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		12,911		1,829		2,097

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 330,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,580,000	125,800	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	一単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	12,911,000	-	-
総株主の議決権	-	125,800	-

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

2 平成22年6月7日開催の取締役会決議により、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
なお、実施日は平成22年7月1日であります。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) ケンコーマヨネーズ 株式会社	兵庫県神戸市灘区都 通三丁目3番16号	330,000	-	330,000	2.6
計	-	330,000	-	330,000	2.6

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	610	633	594	619	617	608	690	650	660
最低 (円)	570	532	540	560	563	570	582	610	617

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

なお、大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場となっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、平成22年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、名称が有限責任あずさ監査法人に変更されました。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,829	5,606
受取手形及び売掛金	2 10,166	7,978
商品及び製品	1,024	1,121
仕掛品	12	15
原材料及び貯蔵品	811	702
繰延税金資産	322	389
その他	311	167
貸倒引当金	17	15
流動資産合計	17,461	15,966
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	4,611	4,581
土地	3,901	3,901
その他(純額)	3,369	2,877
有形固定資産合計	1 11,882	1 11,360
無形固定資産		
無形固定資産合計	294	446
投資その他の資産		
繰延税金資産	246	236
その他	2,054	1,817
貸倒引当金	30	50
投資その他の資産合計	2,270	2,002
固定資産合計	14,447	13,809
資産合計	31,908	29,775

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 7,845	5,701
短期借入金	1,060	1,000
1年内返済予定の長期借入金	1,264	1,913
未払法人税等	267	1,085
その他の引当金	408	440
その他	4,269	3,534
流動負債合計	15,114	13,674
固定負債		
長期借入金	2,867	2,835
退職給付引当金	427	395
その他の引当金	154	127
その他	1,541	1,825
固定負債合計	4,990	5,184
負債合計	20,104	18,859
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,829	1,829
資本剰余金	2,097	2,097
利益剰余金	7,990	6,904
自己株式	179	16
株主資本合計	11,737	10,815
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	74	115
繰延ヘッジ損益	3	6
為替換算調整勘定	5	7
評価・換算差額等合計	66	101
純資産合計	11,803	10,916
負債純資産合計	31,908	29,775

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	39,438	38,614
売上原価	28,399	27,677
売上総利益	11,038	10,937
販売費及び一般管理費	8,624	8,634
営業利益	2,414	2,302
営業外収益		
受取利息	5	1
受取配当金	17	18
その他	52	53
営業外収益合計	75	74
営業外費用		
支払利息	123	94
その他	35	29
営業外費用合計	159	124
経常利益	2,330	2,252
特別利益		
投資有価証券売却益	4	-
貸倒引当金戻入額	-	20
補助金収入	27	-
受取保険金	16	-
特別利益合計	49	20
特別損失		
固定資産除却損	4	8
投資有価証券評価損	14	34
出資金売却損	5	-
減損損失	169	9
事務所移転費用	40	-
その他	26	11
特別損失合計	261	64
税金等調整前四半期純利益	2,118	2,207
法人税、住民税及び事業税	1,078	877
法人税等調整額	104	65
法人税等合計	973	943
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,264
少数株主損失()	1	-
四半期純利益	1,146	1,264

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	13,222	13,180
売上原価	9,418	9,493
売上総利益	3,803	3,686
販売費及び一般管理費	2,970	2,912
営業利益	833	774
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	7	7
その他	12	15
営業外収益合計	20	22
営業外費用		
支払利息	39	29
その他	4	8
営業外費用合計	44	37
経常利益	810	759
特別利益		
投資有価証券売却益	4	-
貸倒引当金戻入額	-	20
特別利益合計	4	20
特別損失		
固定資産除却損	0	7
投資有価証券評価損	14	2
出資金売却損	5	-
その他	0	-
特別損失合計	21	10
税金等調整前四半期純利益	793	769
法人税、住民税及び事業税	405	276
法人税等調整額	11	50
法人税等合計	393	327
少数株主損益調整前四半期純利益	-	442
少数株主利益	1	-
四半期純利益	398	442

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,118	2,207
減価償却費	724	764
減損損失	169	9
引当金の増減額（は減少）	138	6
受取利息及び受取配当金	22	20
支払利息	123	94
売上債権の増減額（は増加）	1,995	2,206
たな卸資産の増減額（は増加）	215	25
仕入債務の増減額（は減少）	1,142	2,152
未払金の増減額（は減少）	318	107
その他	309	180
小計	3,242	3,271
利息及び配当金の受取額	22	20
利息の支払額	121	93
法人税等の支払額	633	1,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,510	1,515
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	800	1,005
有形固定資産の売却による収入	287	11
無形固定資産の取得による支出	141	175
差入保証金の差入による支出	101	-
関係会社出資金の取得による支出	-	213
その他	56	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	812	1,359
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,145	60
長期借入れによる収入	509	940
長期借入金の返済による支出	2,286	1,556
自己株式の取得による支出	-	162
配当金の支払額	140	192
財務活動によるキャッシュ・フロー	773	912
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	4
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	923	761
現金及び現金同等物の期首残高	5,030	5,606
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	15
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,954	4,829

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間より、当社の連結子会社であった健可食品(香港)有限公司及び健可食品(東莞)有限公司は第三者割当増資により持分割合が変動したことから、持分法適用関連会社となり、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社数 9社</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用関連会社 当第3四半期連結会計期間より、当社の連結子会社であった健可食品(香港)有限公司及び健可食品(東莞)有限公司は第三者割当増資により持分割合が変動したことから、持分法適用関連会社となりました。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社数 2社</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる、損益に与える影響及び当会計基準の適用開始による資産除去債務の変動額は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
1 たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末のたな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	当社の法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、または、一時差異等の発生状況に著しい変化が認められた場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
税金費用の計算	連結子会社における税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じる方法等により計算しております。なお、当該法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 13,241百万円	1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 12,804百万円
2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。 受取手形 219百万円 支払手形 165百万円	

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 1,834百万円 退職給付費用 36百万円 その他の引当金繰入額 214百万円 物流費 3,760百万円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給料手当 1,861百万円 退職給付費用 24百万円 その他の引当金繰入額 187百万円 物流費 3,711百万円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 615百万円	給料手当 622百万円
退職給付費用 10百万円	退職給付費用 8百万円
その他の引当金繰入額 193百万円	その他の引当金繰入額 169百万円
物流費 1,258百万円	物流費 1,263百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年12月31日現在)
現金及び現金同等物の四半期末残高5,954百万円は四半期連結貸借対照表の流動資産「現金及び預金」の四半期末残高と一致しております。	現金及び現金同等物の四半期末残高4,829百万円は四半期連結貸借対照表の流動資産「現金及び預金」の四半期末残高と一致しております。

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式 (千株)	12,911

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式 (千株)	330

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	193	15.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループ(当社及び関係会社)は、調理加工食品、マヨネーズ・ドレッシング類、タマゴ加工品等の製造販売のみ営んでおり、事業区分が単一セグメントのため、該当事項はありません。

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当社グループ(当社及び関係会社)は、調理加工食品、マヨネーズ・ドレッシング類、タマゴ加工品等の製造販売のみ営んでおり、事業区分が単一セグメントのため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、いずれも90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、いずれも90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループ(当社及び関係会社)の報告セグメントは、当社グループ(当社及び関係会社)の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループ(当社及び関係会社)は「調味料・加工食品事業」及び「総菜関連事業等」を営んでおり、業種別に区分された事業ごとに、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループ(当社及び関係会社)は業種別に区分された事業を基盤としたセグメントから構成されており、「調味料・加工食品事業」及び「総菜関連事業等」の2つを報告セグメントとしております。「調味料・加工食品事業」は調理加工食品、マヨネーズ・ドレッシング類及びタマゴ加工品の製造・販売をしております。「総菜関連事業等」はフレッシュ総菜(日配サラダ・惣菜)の製造及び量販店等への販売、当社からの調理加工食品及びタマゴ加工品の生産受託事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する状況

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	調味料・ 加工食品事業	総菜関連 事業等	計				
売上高							
外部顧客に対する売上高	31,941	6,011	37,952	661	38,614	-	38,614
セグメント間の 内部売上高又は振替高	361	5,572	5,933	-	5,933	5,933	-
計	32,302	11,584	43,886	661	44,548	5,933	38,614
セグメント利益	1,976	278	2,254	4	2,259	6	2,252

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ショップ事業、海外事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 6百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	調味料・ 加工食品事業	総菜関連 事業等	計				
売上高							
外部顧客に対する売上高	10,851	2,117	12,969	211	13,180	-	13,180
セグメント間の 内部売上高又は振替高	125	1,867	1,992	-	1,992	1,992	-
計	10,977	3,984	14,962	211	15,173	1,992	13,180
セグメント利益	678	76	755	0	754	5	759

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ショップ事業、海外事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額5百万円には、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、当連結会計年度の期首時点と比較して著しい変動がありません。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	938円24銭	1株当たり純資産額	847円39銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	89円02銭	1株当たり四半期純利益金額	100円06銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益金額(百万円)	1,146	1,264
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,146	1,264
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	12,882,586	12,641,148

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	30円90銭	1株当たり四半期純利益金額	35円14銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益金額(百万円)	398	442
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	398	442
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	12,882,586	12,580,909

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っております。なお、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

ケンコーマヨネーズ株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 下 卓 士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているケンコーマヨネーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケンコーマヨネーズ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

ケンコーマヨネーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 下 卓 士 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているケンコーマヨネーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ケンコーマヨネーズ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。